

キャッシュレス決済に関する仕組みの整理

2025年3月5日、3月10日

山本国際コンサルタンツ 代表
山 本 正 行



1. 総論
2. 代表的な支払手段
3. 運営事業者の整理
4. 決済データ

1. 総論



主なキャッシュレス決済（支払い手段）の種類

クレジット／デビットカード
(国際カード)



タッチ決済 (カードタイプ)
国際カード



ICカード型電子マネー



コード決済



タッチ決済 (スマホウォレット)
国際カード



その他

コンビニ後払い、キャリア決済、プリペイ・ドギフト（POSAカード）、等

日本のキャッシュレス決済に関するデータ

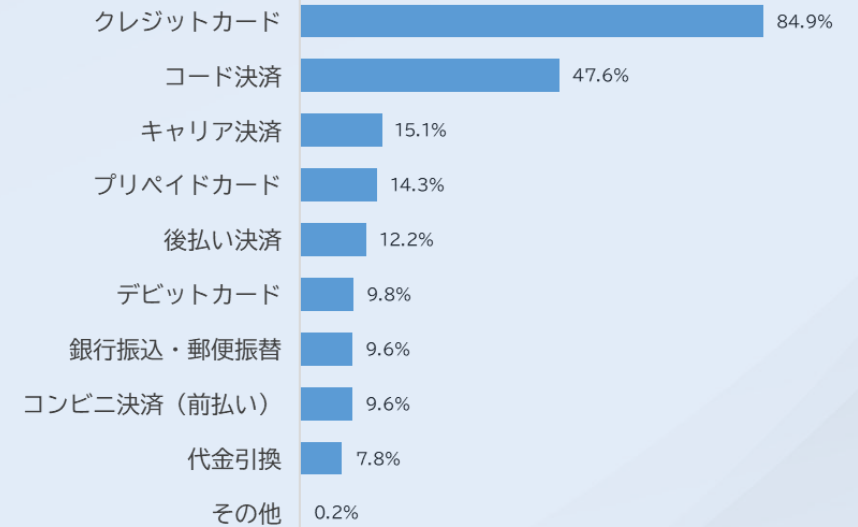
決済額に関する統計のとりまとめ

2022/2023年



アンケート：オンラインで利用した決済手段

2022年



※1コード決済

内訳：

クレジットカードからの利用	3.9兆円
店舗利用	9.3兆円
送金利用	1.0兆円

データ出典

クレジットカード利用額	一社)日本クレジット協会
デビット利用額	日本銀行（決済動向）
IC型電子マネー利用額	日本銀行（決済動向）
コード決済	一社)キャッシュレス推進協議会

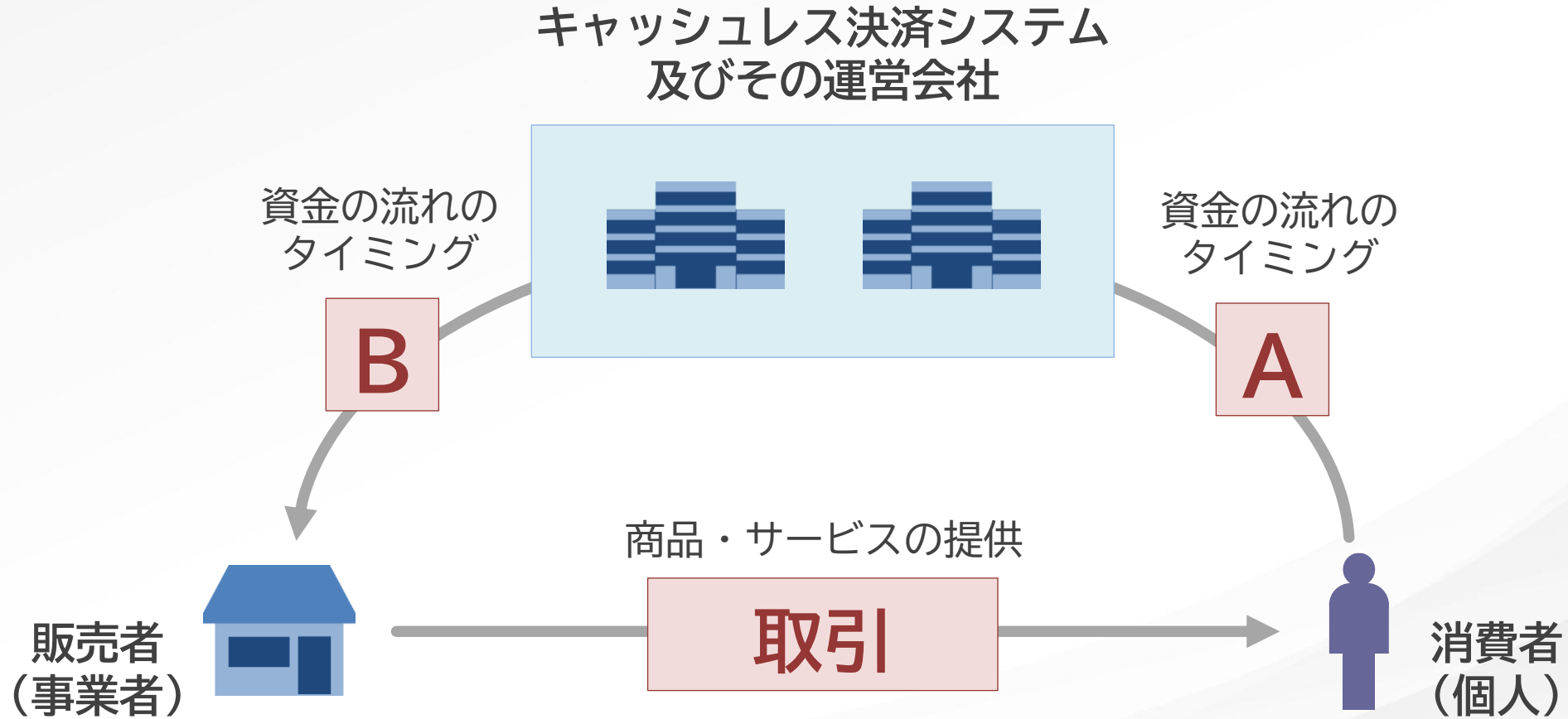
消費者庁によるアンケート調査

キャッシュレス決済の利用状況に関するアンケート結果
(三菱UFJリサーチ&コンサルティングによる参考資料(2022年9月16日)から)

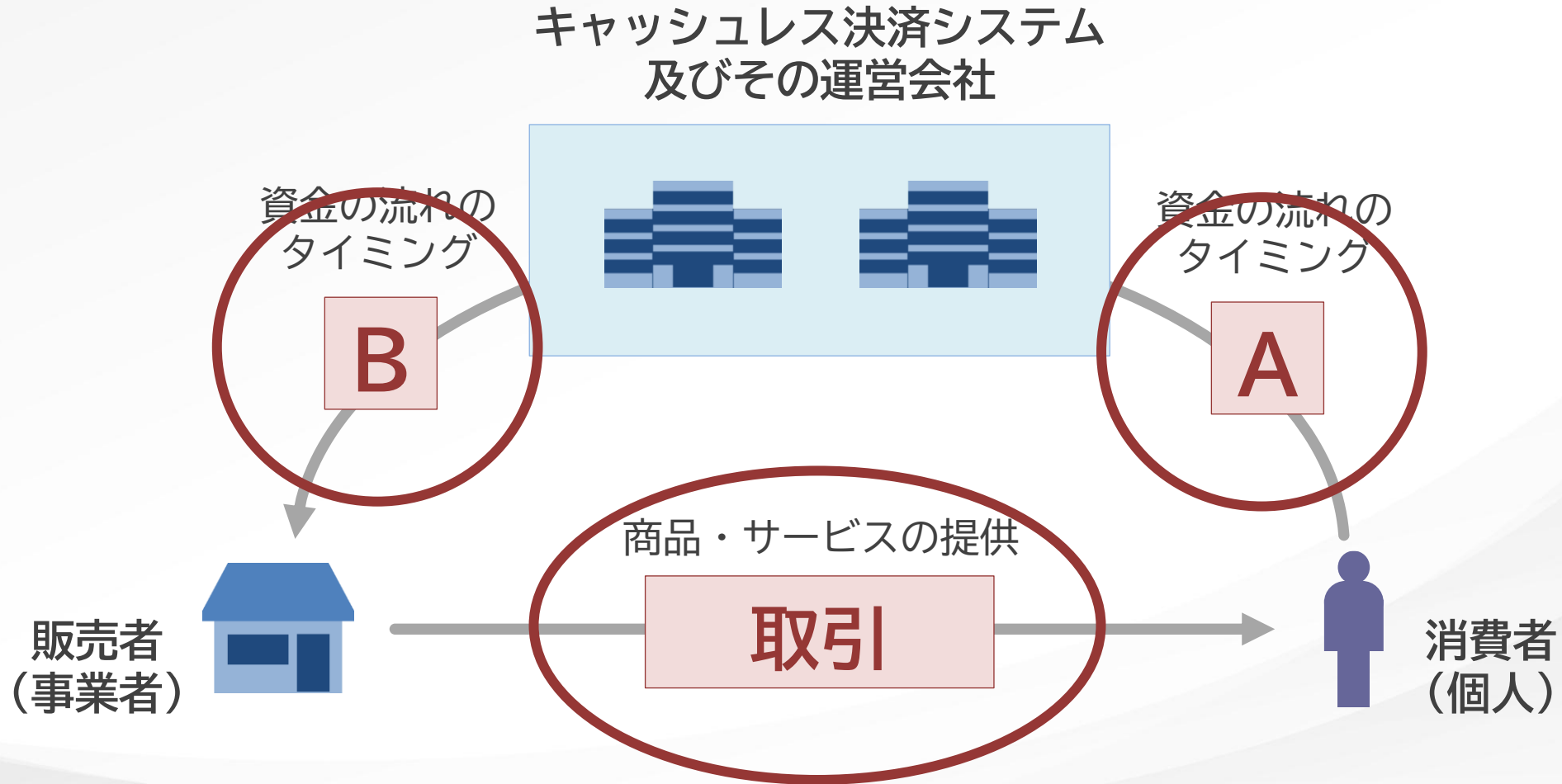
※2コード決済 10.9兆円

経済産業省が発表したコード決済の2022年実績値
14.8兆円は2023年度の実績値、他の数字（2022年実績値）と自製が一致しない

キャッシュレス決済システムの基本



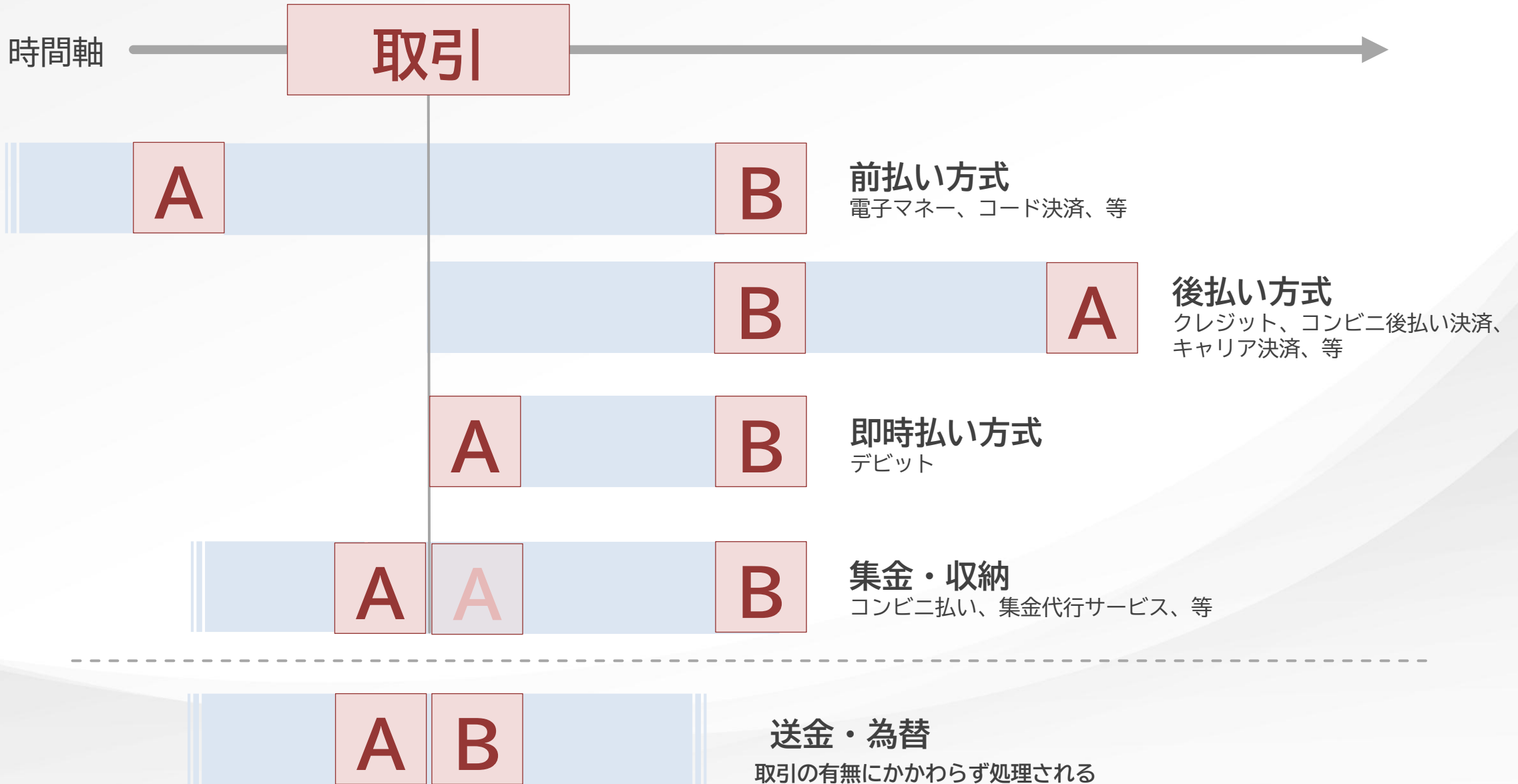
整理① 支払いのタイミングと資金の流れ



取引を起点とした支払い手段（方式）の分類

サービスとその方式	資金の流れのタイミング		
	A 消費者 ↓ キャッシュレス決済システム	B キャッシュレス決済システム ↓ 販売者	
キャッシュレス 決済サービス	前払い方式 プリペイド	事前	キャッシュレス決済システム が定めた期日（事後）
	後払い方式 クレジット・後払い決済、等	事後	
	即時払い方式 デビット	即時	
集金・収納 サービス	集金・収納	即時	事後、Aの後に支払われる

資金の動き（支払）のタイミング



キャッシュレス決済の支払方式とサービス

キャッシュレス決済サービス

プリペイド方式

事前にチャージする電子マネーなど

Suica、ICOCA、WAON、nanaco、等「ICカード型電子マネー」
Visa、Mastercard、JCB、等の「ブランドプリペイド」
PayPay、d払い、au Pay、楽天Pay、等「コード決済」
Appleギフト、Google Playギフト、等「プレイペイド・ギフト」

後払い方式

代金を後で支払うクレジットカードなど

Visa、Mastercard、JCB、等の「クレジットカード」、
「キャリア決済」、NP後払い等「コンビニ後払い」、等

即時払い方式

銀行口座から即座に払うデビットカードなど

Visa、Mastercard、JCB、等の「ブランドデビットカード」
銀行によるコード決済「スマホデビット」、等

集金・収納

コンビニ払い、銀行口座を用いた集金、など

集金サービス・決済サービス

主に、クレジットカード会社、信販会社等が提供

送金・為替

資金移動サービス、銀行送金、など

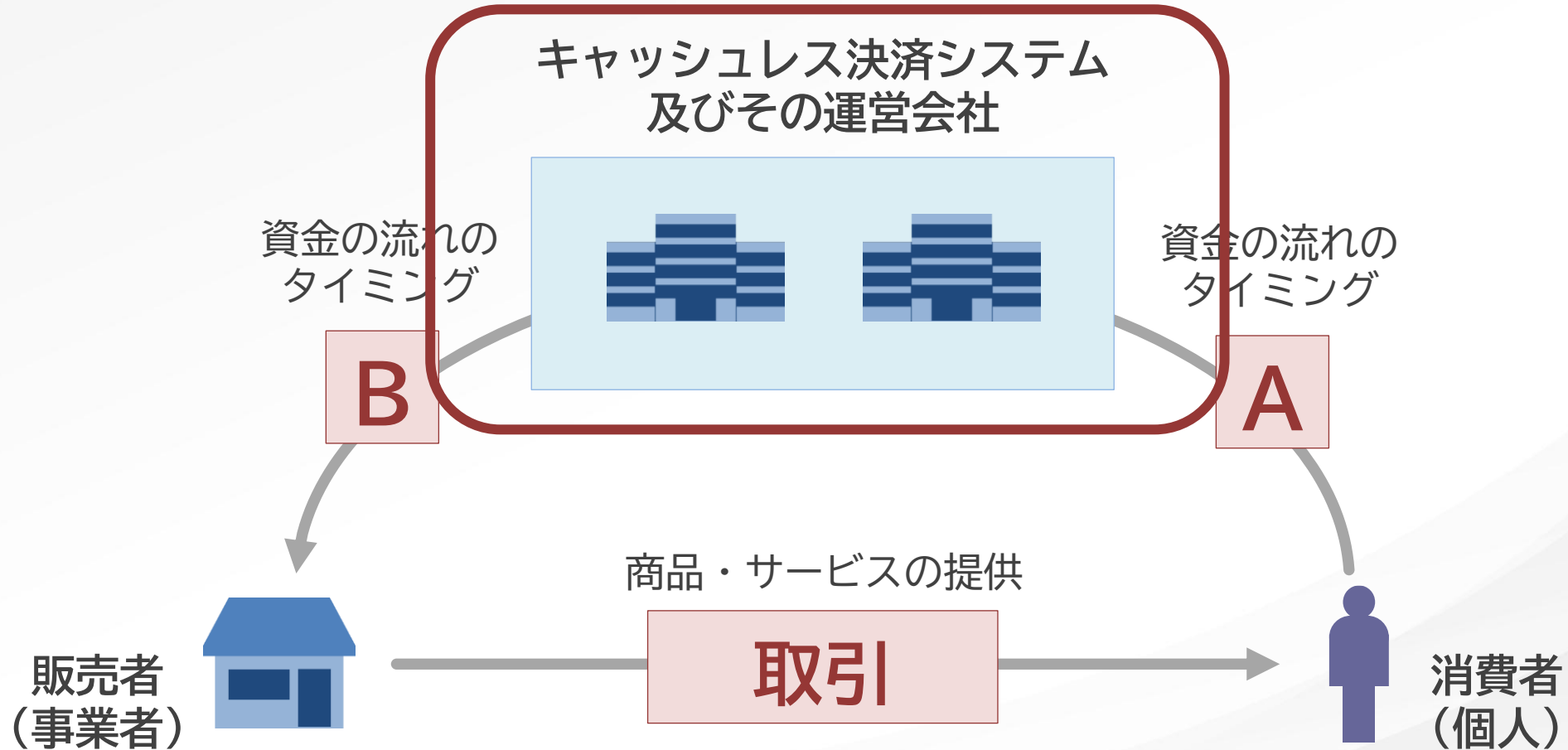
銀行

PayPal、PayPay、メルペイ、等の資金移動サービス

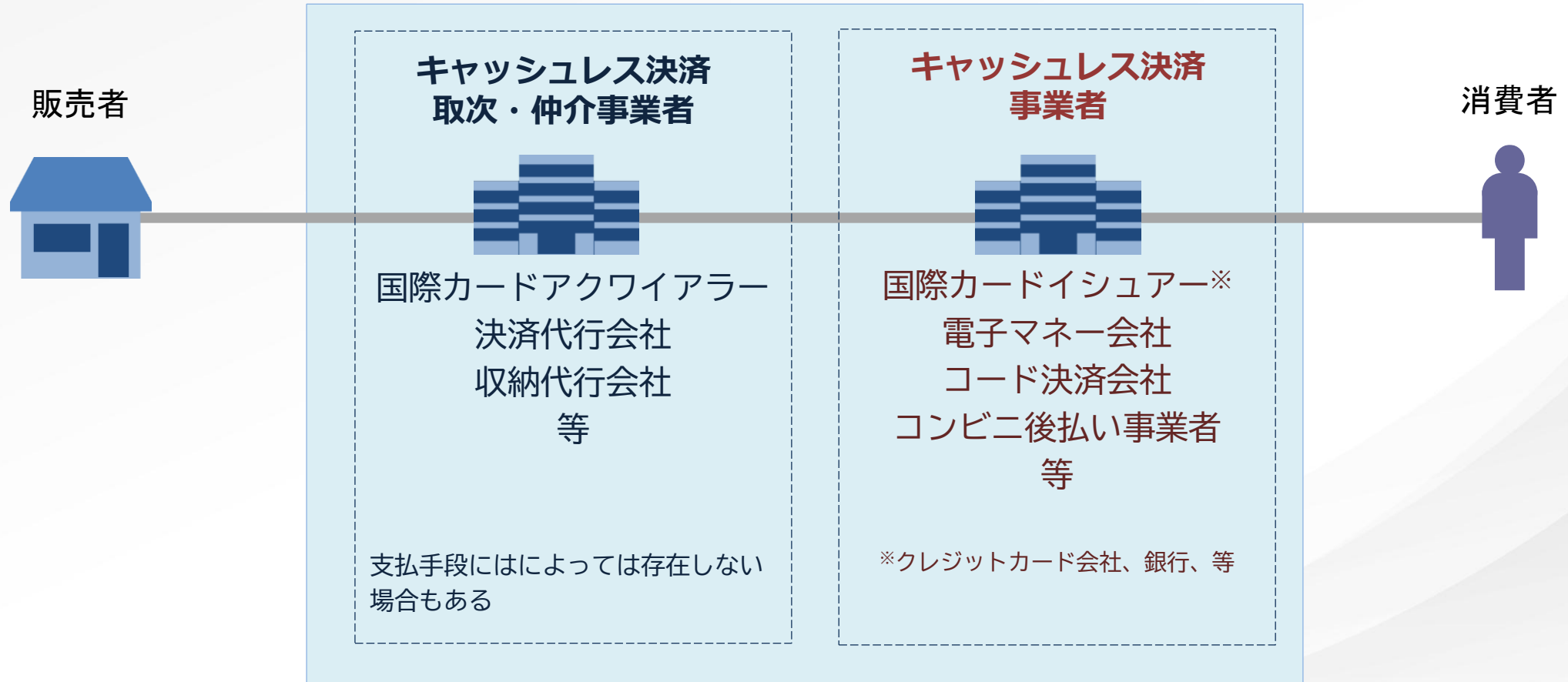
集金

送金

整理② 決済システム運営会社



キャッシュレス決済システム運営会社の分類（概要）



支払手段別の運営事業者整理は別章で解説

キャッシュレス決済システム運営会社の分類

	分類	事業者（俗称）	主な業務内容	適用制度
1	キャッシュレス決済事業者	クレジットカード会社	消費者へのクレジットカードの発行と、加盟店への代金の支払、等	割賦販売法
		プリペイド会社	消費者等へのプリペイドサービスの提供と加盟店への代金の支払、等	資金決済法
		銀行	消費者等へのデビットカードの発行と加盟店への代金の支払、等	銀行法※1
		コード決済会社	消費者へのコード決済サービスの提供と加盟店契約の締結、等	資金決済法、割賦販売法
		後払い決済会社	消費者等への後払いサービスの提供と加盟店に対する代金の支払、等	※2
		通信会社	消費者へのキャリア決済サービスの提供と加盟店に対する代金の支払、等	
2	キャッシュレス決済取次・仲介事業者	決済代行会社	販売者に対し、キャッシュレス決済の取次、仲介を行い、販売者に代金を支払う業務	割賦販売法※3
		収納代行会社	販売者の売上代金を利用者から集金・収納する業務、等	

※1 銀行法は銀行の業務を規制するが、デビットカードに取引に関する規定はない。

※2 割賦販売法に規定されない利用後2か月以内に支払う方式をとる場合。一部、割賦販売法の適用を受けるサービスもある。

※3 クレジットカード取引を仲介し、アクワイアラーと同等な機能を提供する場合、等の条件を満たす場合のみ規制を受ける。

A bright, modern living and dining area with large windows, a white sofa, and a dining table. The room is filled with natural light from the large windows, which offer a view of a green landscape. The furniture is minimalist and light-colored, creating a clean and airy atmosphere.

2. 代表的な支払手段

【お断り】

消費者問題が顕在化している主な支払手段について解説しており、全ての支払い手段を網羅してはおりません

国際カードの利用イメージ

店舗での利用

一定額以上の場合は暗証番号が必要

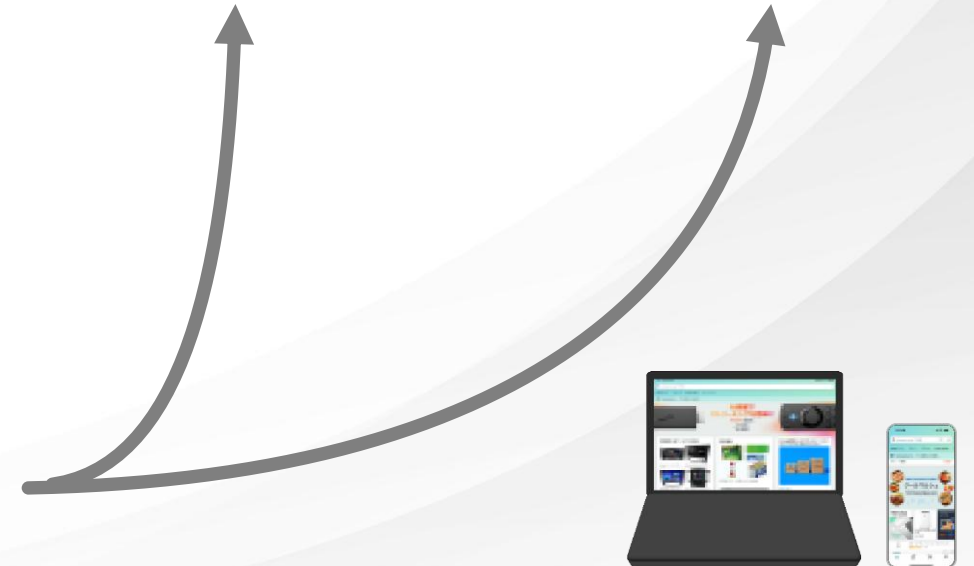
一定額以上の場合は署名が必要



ネットでの利用

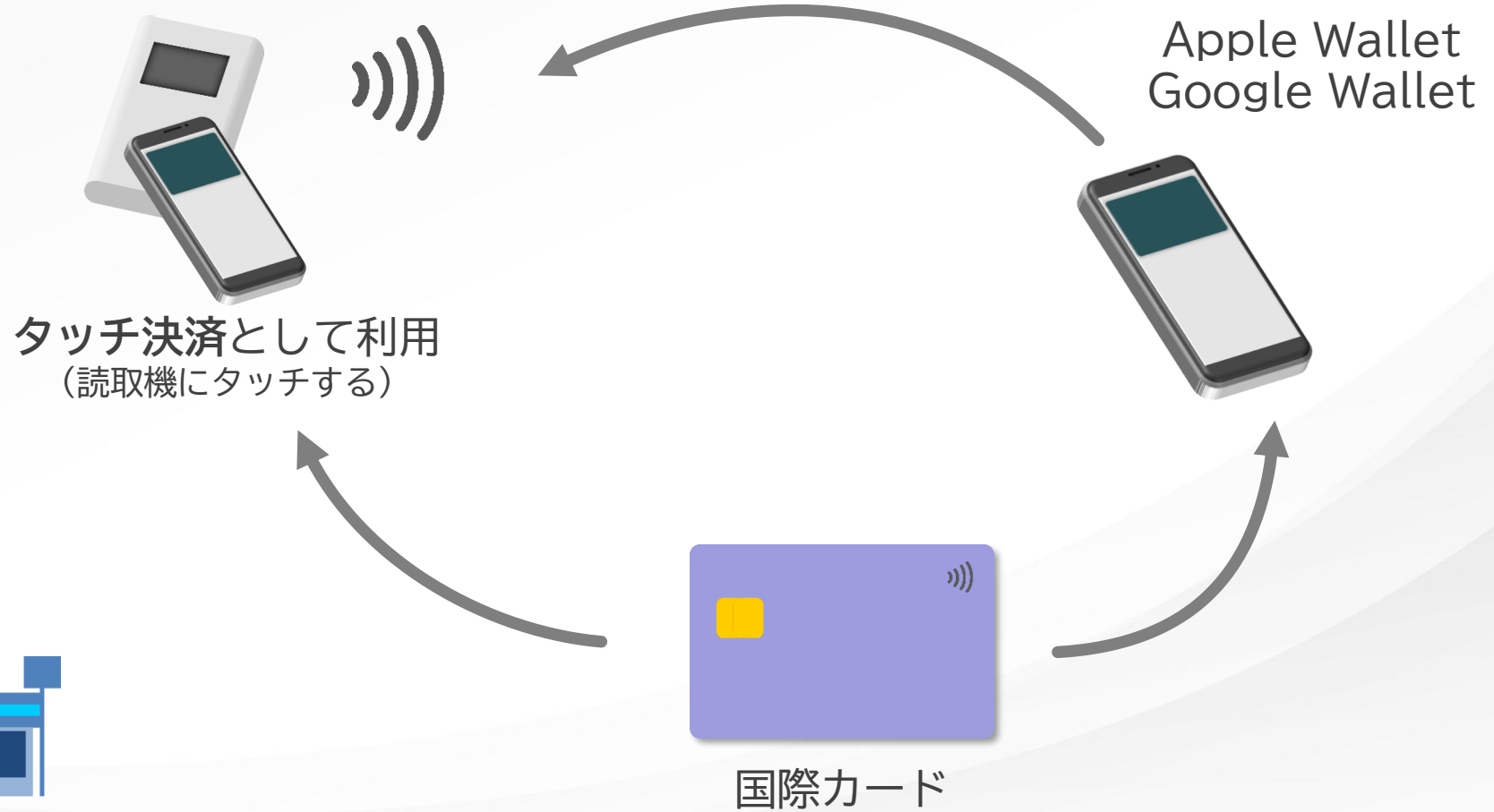
カード番号等
+
セキュリティコード
(一部の場合)

カード番号等
+
カード会社による認証
(ウェブサービスのID, パスワードなどで認証)



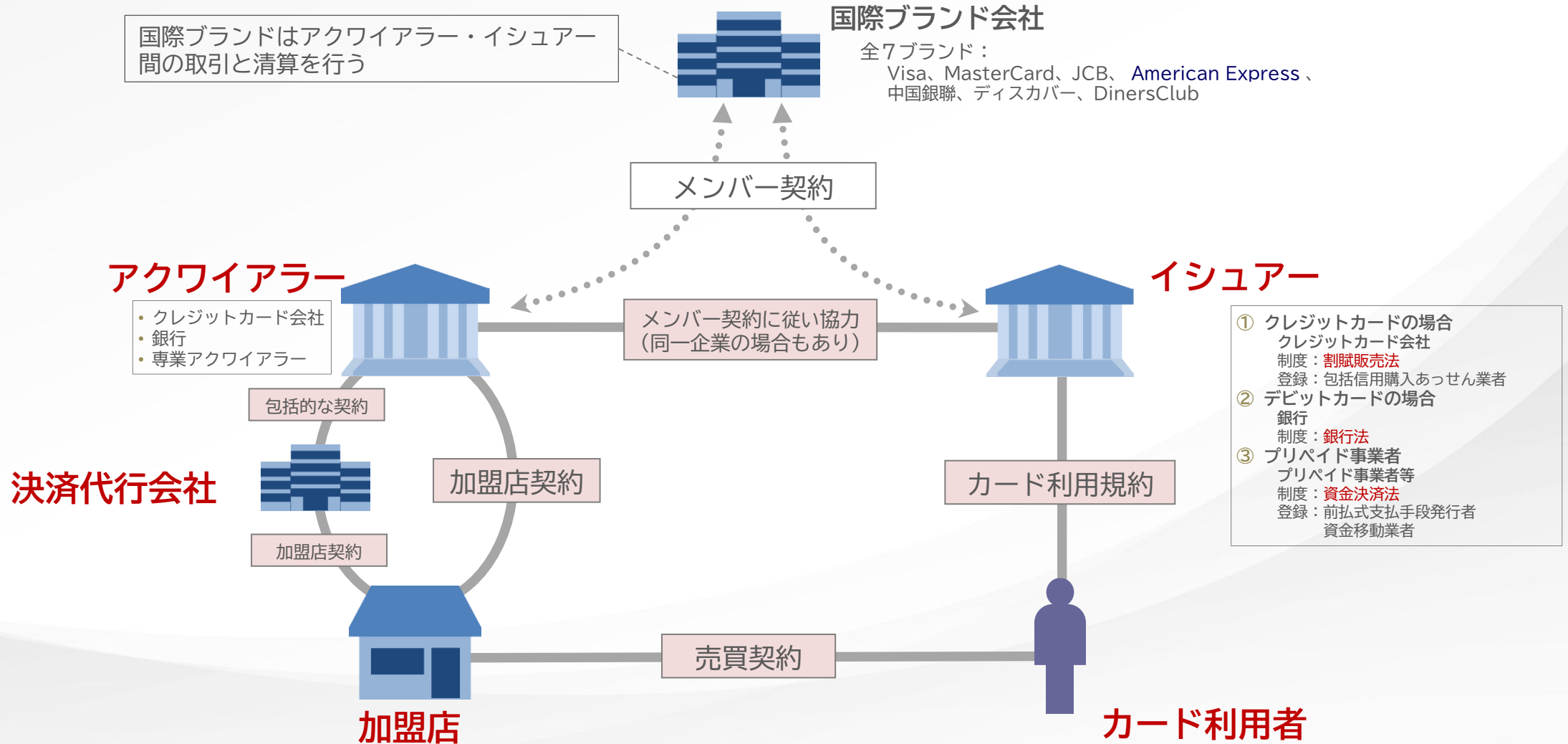
国際カードの利用イメージ（ウォレット／タッチ決済）

一定額以上の場合は署名が必要



国際カード取引を担う関係事業者の整理

Visa/Mastercard/JCB/Americanexpress、等



国際カード取引を担う関係事業者の整理

Visa/Mastercard/JCB/Americanexpress、等

国際カードのしくみを運営する事業者

国際ブランド会社

全7ブランド：
Visa、MasterCard、JCB、American Express、
中国銀聯、ディスカバー、DinersClub

国際ブランドはアクワイアラー・イシューアー間の取引と清算を行う

消費者にカードを発行する事業者

販売者（加盟店）と契約し
カード決済を仲介する事業者

メンバー契約

イシューアー

アクワイアラー

- ・クレジットカード会社
- ・銀行
- ・専門アクワイアラー

メンバー契約に従い協力
(同一企業の場合もあり)

- ① クレジットカードの場合
クレジットカード会社
制度：割賦販売法
登録：包括信用購入あっせん業者
- ② デビットカードの場合
銀行
制度：銀行法
- ③ プリペイド事業者
プリペイド事業者等
制度：資金決済法
登録：前払式支払手段発行者
資金移動業者

決済代行会社

制度：割賦販売法
登録：クレジットカード番号等
取扱契約締結事業者
(登録対象外の場合あり)

包括的な契約

加盟店契約

加盟店契約

カード利用規約

売買契約

販売者
(カードで販売する者)

加盟店

カード利用者

後払い決済（コンビニで支払う方式のもの）

1. 利用シーン

- インターネット、スマホからの非対面方式（通販等）に限定される



2. 取引時の支払い

- 支払い画面で「後払い決済」を選択
- 住所、氏名、電話番号、等の個人情報を入力し、審査を受ける
- 審査承認の場合は注文が成立（NGの場合は不成立）

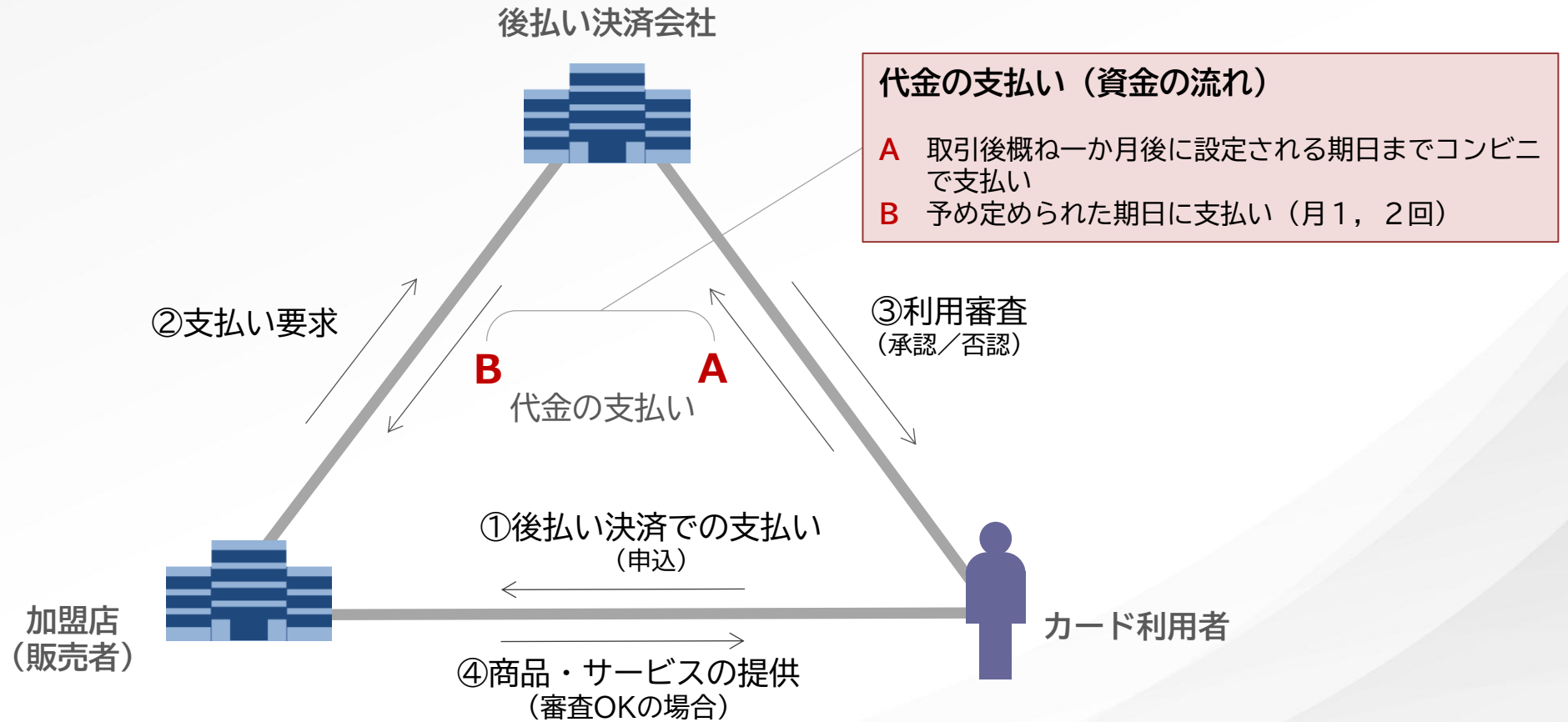
3. 代金の支払い

- 承認され取引成立の際に発行される請求書をコンビニエンスストアに持ち込み現金で代金を支払う



一般的な支払手段である国際カード（クレジット／デビット）に対応せず、コンビニ後払いと銀行振込のみに対応する販売者も存在する

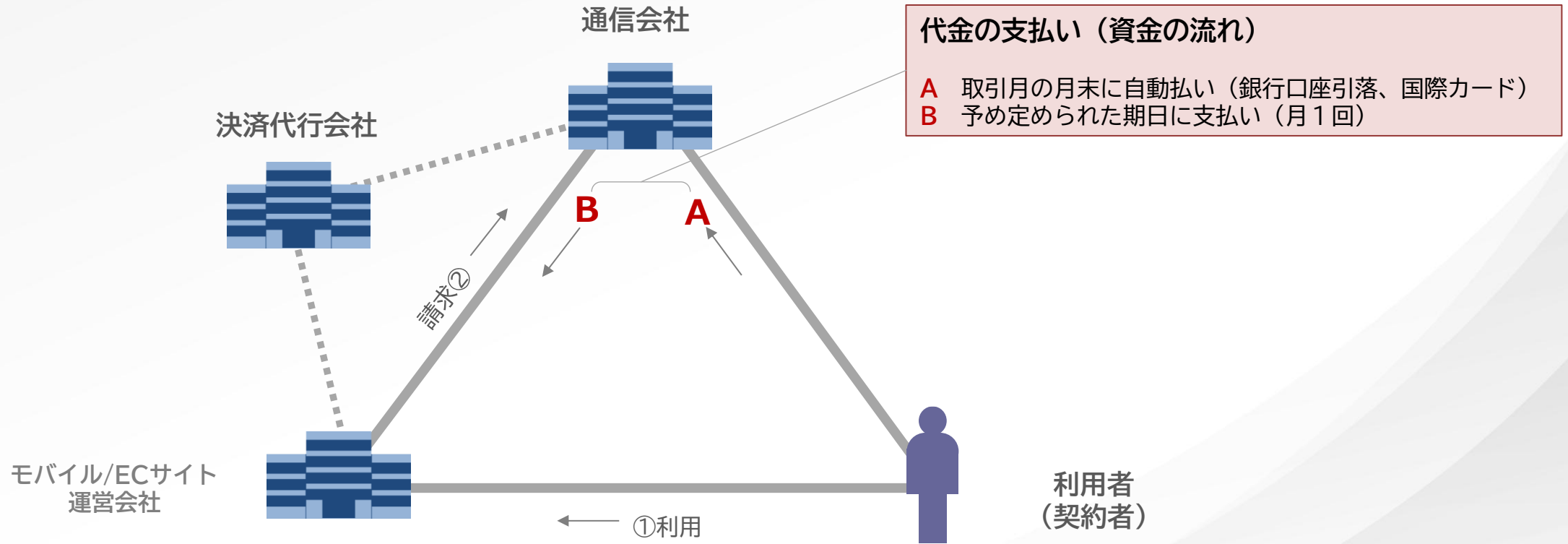
後払い決済の当事者／取引の流れ



- 利用の都度後払い決済提供会社が審査（与信）する方式が一般的
- 代金はいったん後払い決済提供会社が加盟店に立替えて※支払う
- 利用者は後払い決済提供会社が発行する請求に基づき事後支払い

※加盟店への代金支払いに関して、後払い決済提供会社と加盟店の契約上は立替払いの場合と債権譲渡の場合がある

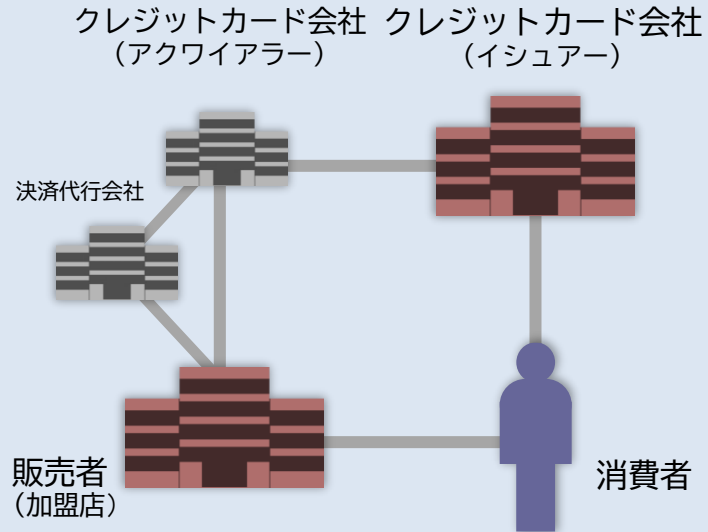
キャリア決済の当事者／取引の流れ



- 利用者は通信料とコンテンツ利用料を併せて、通信料の支払と同時に支払う
- 国際カード同様、決済代行会社が介在する取引もある

クレジット等「後払い方式」の整理

クレジットカード

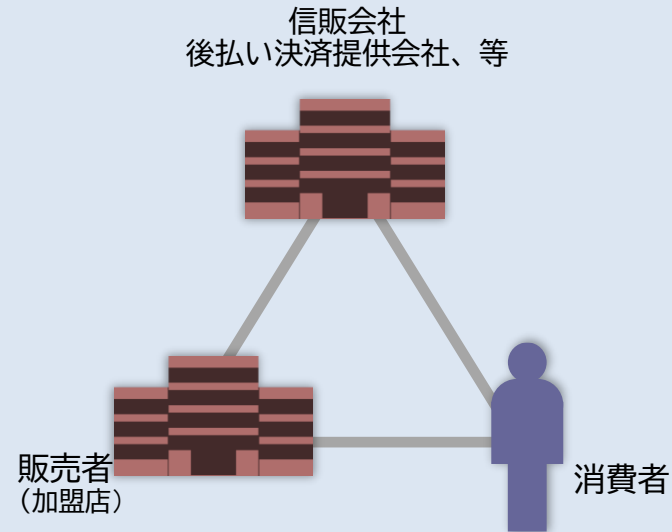


包括的に与信

利用者を包括的に審査、与信を行い、取引毎には個別審査を行わない

一括払い／リボ払い

ショッピングクレジット 後払い決済

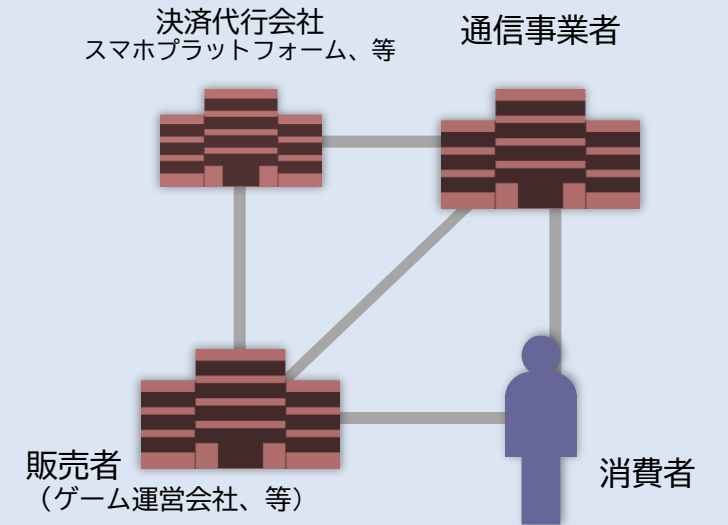


取引毎に与信

取引毎に審査、与信を行う

分割払い
(後払い決済は原則一括払い)

キャリア決済



包括的に与信

利用者を包括的に審査、与信を行い、取引毎には個別審査を行わない

一括払い

後払い方式の支払手段

支払い方法	審査の方式	方式	割賦販売法の枠組み
クレジットカード	初期に包括的に審査	利用後2か月以内に支払いが生じる一括払い等	規定されていない
		利用後2か月以上経過しても支払いが生じるリボ払い等	包括信用購入あっせん
ショッピングクレジット	支払いの都度個別に審査	利用後2か月以上経過しても支払が生じる分割払い等	個別信用購入あっせん
後払い決済	支払いの都度個別に審査	利用から概ね1か月後に支払が生じるコンビニ後払い、等	規定されていない
		利用から2か月以上経過しても支払いが生じる、分割払方式の後払い決済	個別信用購入あっせん
キャリア決済	初期に包括的に審査	利用から概ね1か月以内に支払いが生じる	規定されていない

【参考】コード決済

プリペイド方式

後払い方式

即時払い方式

残高チャージ方式

銀行口座から



カード払いで



コンビニで現金チャージ



口座払い・カード紐付

銀行口座払い



カード払いで



(紐付方式と呼ばれる場合もある)

バーコードやQRコード®を使って
支払うキャッシュレス決済サービス



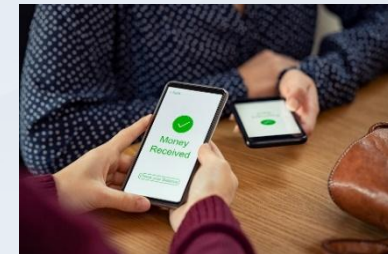
PayPay、d払い、au Pay、楽天
Pay、メルペイ、Bank Pay、
J-Coinペイ、等様々なサービスが
存在

お店で支払い



(ネットで支払えるものもある)

友人などに送金



(残高を送る)

【参考】コード決済の方式一覧

方式	説明	制度根拠	サービスの例
① 残高チャージ型	残高にチャージして支払う方式	前払式支払手段または資金移動	PayPay、d払い、au Pay、楽天Pay、メルペイ、等大手サービス イオンペイ、等流通系決済、各地の地域通貨、等
② 国際カード紐づけ型	国際カードを紐づけて支払う方式	クレジットカード番号等取扱 契約締結事業者	AliPay、WeChat Pay、等 クラブオン・ミレニウム等の流通系 決済の一部
③ デビット型	銀行口座で直接支払う方式	銀行	Bank Pay、銀行による〇〇ペイ (〇〇は独自の名称)
④ デビットチャージ型	銀行口座から残高にチャージして支払う方式。 (残高は預金の一部とみなされる)	銀行	J-Coin Pay (みずほ銀行等) トチツーカー、等地域通貨の一部

3. 事業者の整理



キャッシュレス決済関連事業者

支払手段	事業者	主な役割
国際カード	国際ブランド会社 Visa/MasterCard/JCB,等	<ul style="list-style-type: none"> 決済システムと運営ルールの管理
	イシューアー クレジットカード : クレジットカード会社 ブランドデビット : 銀行 ブランドプリペイド : プリペイド会社	<ul style="list-style-type: none"> 利用者にカードを発行し、その利用を管理 (クレジットの場合は利用者の与信とその管理) アクワイアラーへの代金支払い 利用者の苦情処理
	アクワイアラー 国内 : クレジットカード会社 (一部銀行) 海外 : 銀行	<ul style="list-style-type: none"> 加盟店または決済代行会社への代金の支払い 加盟店または決済代行会社の管理
後払い決済	後払い決済会社	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の利用管理、加盟店への代金支払い、加盟店の管理
キャリア決済	通信会社	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の利用管理、加盟店への代金支払い、加盟店の管理
コード決済	コード決済会社	<ul style="list-style-type: none"> 利用者へのアプリサービスの提供と利用管理 加盟店または決済代行会社への代金の支払い、加盟店または決済代行会社の管理
支払手段共通	決済代行会社	<ul style="list-style-type: none"> 様々な支払手段に対応 加盟店または決済代行会社への代金の支払い 加盟店の管理
	加盟店・販売者	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュレス決済で商品、サービスを販売
	販売プラットフォーム (取引IDPFの一部)	<ul style="list-style-type: none"> コンテンツ、商品、サービスを販売するプラットフォームと、様々なキャッシュレス決済機能に対応したシステムを保有し、決済機能を外部事業者を提供

実質的な交渉・相談先（網掛け部分）

支払手段	事業者	主な役割
国際カード	国際ブランド会社 Visa/MasterCard/JCB,等	<ul style="list-style-type: none"> 決済システムと運営ルールの管理
	イシューアー クレジットカード：クレジットカード会社 ブランドデビット：銀行 ブランドプリペイド：プリペイド会社	<ul style="list-style-type: none"> 利用者にカードを発行し、その利用を管理（クレジットの場合は利用者の与信とその管理） アクワイアラーへの代金支払い 利用者の苦情処理
	アクワイアラー 国内：クレジットカード会社（一部銀行） 海外：銀行	<ul style="list-style-type: none"> 加盟店または決済代行会社への代金の支払い 加盟店または決済代行会社の管理
後払い決済	後払い決済会社	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の利用管理、加盟店への代金支払い、加盟店の管理
キャリア決済	通信会社	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の利用管理、加盟店への代金支払い、加盟店の管理
コード決済	コード決済会社	<ul style="list-style-type: none"> 利用者へのアプリサービスの提供と利用管理 加盟店または決済代行会社への代金の支払い、加盟店または決済代行会社の管理
支払手段共通	決済代行会社	<ul style="list-style-type: none"> 様々な支払手段に対応 加盟店または決済代行会社への代金の支払い 加盟店の管理
	加盟店・販売者	<ul style="list-style-type: none"> キャッシュレス決済で商品、サービスを販売
	販売プラットフォーム（取引DPFの一部）	<ul style="list-style-type: none"> コンテンツ、商品、サービスを販売するプラットフォームと、様々なキャッシュレス決済機能に対応したシステムを保有し、決済機能を外部事業者を提供

※一部、割賦販売法の規制を受けるコード決済も存在

集金／収納／送金関連事業者

方式	事業者	主な役割（サービス）
集金・収納	収納代行会社（従来型）	<ul style="list-style-type: none"> 主に公金等をコンビニ払いで収納 銀行口座払い（口座引落とし）で代金を収納
	収納代行会社（拡大型）	<ul style="list-style-type: none"> 国際カード（デビット・プリペイド）で代金を利用者から徴収し請求者に支払う
	収納代行会社（B to B型）	<ul style="list-style-type: none"> 仕入れの代金をサプライヤーから集金しバイヤーに支払うサービス 国際カード（デビット・プリペイド）での支払いに対応
	モバイル・インターネットマーケットプレイスに付随する決済サービス※	<ul style="list-style-type: none"> 国際カード（デビット・プリペイド）で代金を利用者から徴収し請求者に支払う
送金・為替	送金業者（資金移動業者）	<ul style="list-style-type: none"> 銀行以外の事業者による送金サービス コード決済会社に対応する例もある
	プリペイド事業者（前払式支払手段発行者）	<ul style="list-style-type: none"> プリペイド残高を他の利用者に譲渡（ギフト） コード決済運営会社等に対応する例が増えている

※スマートフォンのプラットフォーム、インターネットショップサイト等を運営する事業者が、販売用に持つ決済システム（チェックアウト機能等）を、プラットフォームやインターネットショップを用いず個別に販売する事業者の支払いに利用できるようにした決済サービス。本資料の解説では「プラットフォーム決済」と呼ぶこともある。

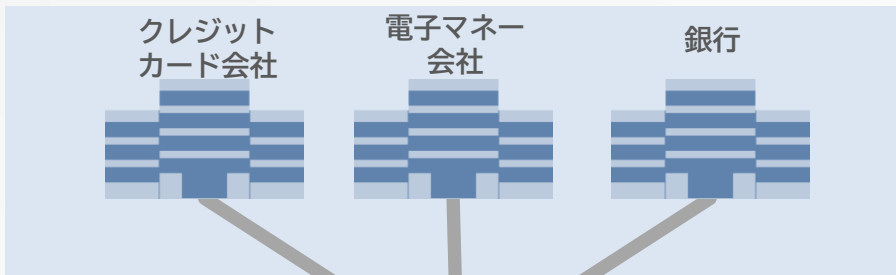
集金／収納／送金関連事業者（網掛け部分）

方式	事業者	主な役割（サービス）
集金・収納	収納代行会社（従来型）	<ul style="list-style-type: none"> 主に公金等をコンビニ払いで収納 銀行口座払い（口座引落とし）で代金を収納
	収納代行会社（拡大型）	<ul style="list-style-type: none"> 国際カード（デビット・プリペイド）で代金を利用者から徴収し請求者に支払う
	収納代行会社（B to B型）	<ul style="list-style-type: none"> 仕入れの代金をサプライヤーから集金しバイヤーに支払うサービス 国際カード（デビット・プリペイド）での支払いに対応
	モバイル・インターネットマーケットプレイスに付随する決済サービス※	<ul style="list-style-type: none"> 国際カード（デビット・プリペイド）で代金を利用者から徴収し請求者に支払う
送金・為替	送金業者（資金移動業者）	<ul style="list-style-type: none"> 銀行以外の事業者による送金サービス コード決済運営会社等が対応する例もある
	プリペイド事業者（前払式支払手段発行者）	<ul style="list-style-type: none"> プリペイド残高を他の利用者に譲渡（ギフト） コード決済運営会社等が対応する例が増えている

※スマートフォンのプラットフォーム、インターネットショップサイト等を運営する事業者が、販売用に持つ決済システム（チェックアウト機能等）を、プラットフォームやインターネットショップを用いず個別に販売する事業者の支払いに利用できるようにした決済サービス。本資料の解説では「プラットフォーム決済」と呼ぶこともある。

決済代行会社と収納代行会社の違い（例示）

キャッシュレス決済提供事業者



決済代行会社

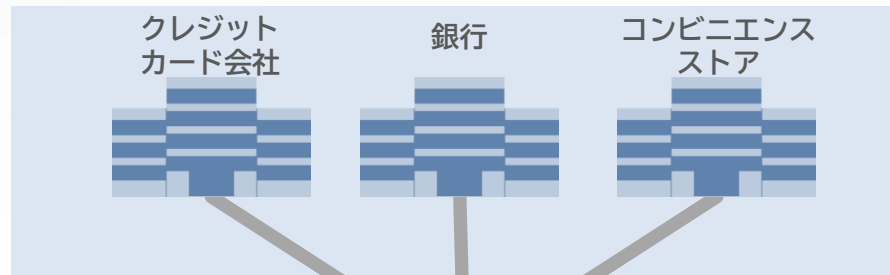
加盟店(店子)



決済代行会社

決済サービスで商品・サービスを販売する加盟店(店子)に、キャッシュレス決済機能を提供

キャッシュレス決済提供事業者



収納代行会社

利用事業者



収納代行会社

- 代金等の集金(収納)を求める事業者に対するサービスで、事業者に代わって集金を行う
- 集金方法は銀行口座、コンビニでの収納が一般的だが、キャッシュレス決済に対応することも応収納代行会社もある

一部に決済代行と収納代行を明確に区別していない事業者も存在

4. 決済データ



前提：決済システムの費用は誰が負担しているのか

①

販売者がキャッシュレス決済システムの運営会社等に決済手数料（加盟店手数料）を支払い

決済額の**0.8～3.5%**

キャッシュレス決済システム
及びその運営会社



②

クレジットカード、コード決済等
キャッシュレス決済運営会社が販売者から得た手数料を原資として
消費者にポイントを付与

決済額の**0.5%**程度

決済システムの
費用負担者

販売者
(事業者)



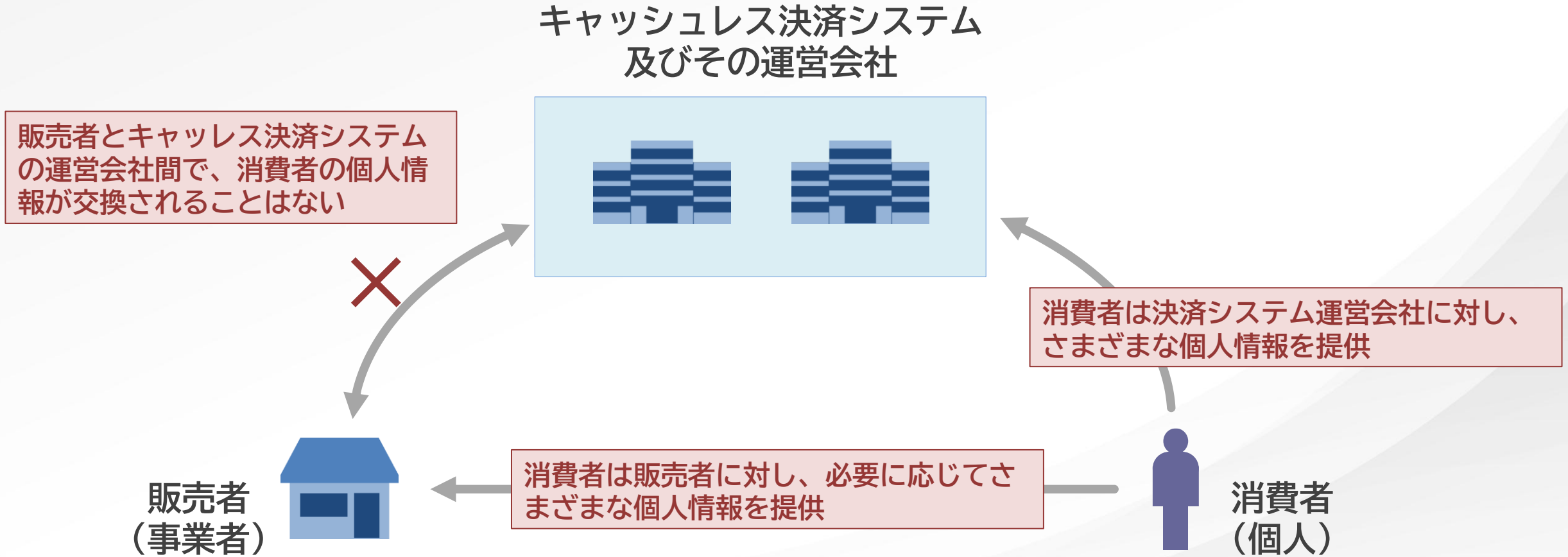
消費者は販売者が設定した価格を支払うが、原則として①決済手数料、②ポイントの原資分は払っていない。



消費者
(個人)

- 海外では消費者が高額なりボ手数料を負担する地域が多いが、日本は一括払いが中心で、ほぼ負担していない。
- 決済システムは実質販売者（加盟店）が払う決済手数料によって維持されている。
- 日本の消費者は支払った代金の0.5%程度をポイントとして受け取っている（実質的な値引き）

決済データとその流れ・個人情報



決済データとその流れ・決済情報

販売店からキャッシュレス決済システムに送られる決済情報は支払手段によっても異なるが、基本的に

① 決済日時

② 決済金額

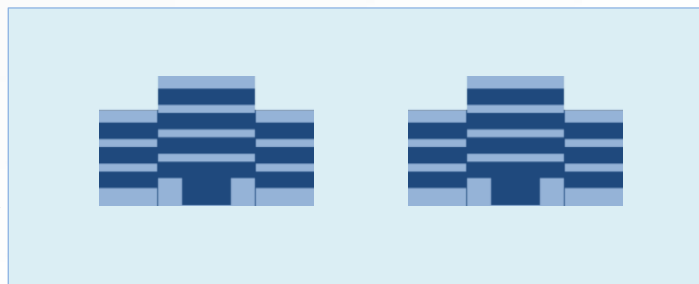
に加え、加盟店取引の属性情報が加わる属性情報(以下は例示)

① 対面取引／非対面取引

② 販売店の業種

③ その他

キャッシュレス決済システム 及びその運営会社



例えばクレジットカード会社がもつ利用者の信用情報や利用傾向を販売者に提供、等決済システム運営会社が販売者に対し情報を提供することはない

販売者
(事業者)



消費者は販売者に対し、必要に応じてさまざまな個人情報を提供



消費者
(個人)

決済データから消費者が受ける影響

決済関連のデータ

キャッシュレス決済提供事業者

取得し得るデータ

- 消費者の信用情報（クレジットカード）
- 消費者の販売者をまたぐ広範な消費動向

取得できないデータ

- 実際に何を買ったのか
- 特定店での詳細な利用状況

販売者

取得し得るデータ

- 消費者の当該店における詳細な消費・利用動向

取得できないデータ

- 利用者の他店での利用動向
- 利用者の信用情報（クレジットカード）



消費者が受ける影響の例

同一グループ企業間での情報共有

流通・金融等さまざまな業態をもつグループ企業内で、個人情報グループ内の他企業に提供され、営業等に利用される（消費者の合意が前提）

利用者情報が特定事業者の開示

さまざまな事業者に特定の属性をもつ個人情報などが提供され、営業等に利用される（消費者の合意が前提）

信用情報（クレジットカードの場合）

個人信用情報機関に登録された信用情報が、消費者が契約していない他のクレジットカード会社により照会可能になる

日本の消費者が決済システムの維持に係る費用をほぼ負担していないことの代償として、個人情報を提供しているとする考えもあるとはいえ、海外では消費者が決済システムの維持に係る費用の一部をリボ払いの手数料などで負担しているが、それでも個人情報を事業者等に提供する機会が日本と大きく変わらないと考えられる。その点からクレジットカードに関して日本の消費者は海外の消費者よりも優遇されていると考えられる。その結果、日本では海外に比べ高い決済手数料（加盟店手数料）が販売者に転嫁されている。

Yamamoto International Consultants
